

【3】漢訳のみの聖典資料

[1] 法樂比丘尼に法を問う

『中阿含』210「法樂比丘尼經」（大正 01 pp.788 上～790 中）：一時佛は舍衛國に遊び、勝林給孤獨園に在り。爾の時毘舍佉優婆夷は法樂比丘尼の所に往詣し、稽首禮足して却いて一面に坐し、法樂比丘尼に白して曰わく、「賢聖、問う所有らんと欲せば、我が問を聽するや」と。法樂比丘尼答えて曰わく、「毘舍佉、問わんと欲せば便ち問え、我れ聞き已れば當に思うべし」。

毘舍佉優婆夷は便ち問うて曰わく、「賢聖、自身を自身と説く、云何が自身と爲すや」。法樂比丘尼は答えて曰わく、「世尊は五盛陰を説く。自身は色盛陰・覺・想・行・識盛陰なり、是れ世尊五盛陰を説くと謂う」。毘舍佉優婆夷は聞き已り歎じて曰わく、「善き哉善き哉、賢聖」。毘舍佉優婆夷は歎じ已りて歡喜奉行し、復た問うて曰わく、「賢聖、云何が自身見と爲すや」。……復た問うて曰わく、「賢聖、云何が身見無きや」。……復た問うて曰わく、「賢聖、云何が自身を滅するや」。……復た問うて曰わく、「賢聖、陰を陰盛と説き、陰を盛陰と説く、陰即ち是れ盛陰なりや。盛陰即ち是れ陰なりや、陰異り盛陰異ると爲すや」。……復た問うて曰わく、「賢聖、云何が八支聖道なりや」。……復た問うて曰わく、「賢聖、八支聖道は有爲なるや」。……復た問うて曰わく、「賢聖、幾聚有りや」。……復た問うて曰わく、「賢聖、八支聖道は三聚を攝するや、三聚八支聖道を攝すと爲すや」。……復た問うて曰わく、「賢聖、滅有對なりや」。……復た問うて曰わく、「賢聖、初禪に幾支有りや」。……復た問うて曰わく、「賢聖、云何が斷、云何が定相、云何が定力、云何が定功、云何が修定なりや」。……

[2] 鹿子母の孫が比丘尼の身体に触れる

『五分律』「(尼)波羅夷005(摩觸戒)」(大正 22 p.078 上)：仏は舍衛城に在り。……爾の時毘舍佉の婿を鹿子と名づく、鹿子は毘舍佉を敬うこと猶お敬母の如し。時に人遂に名づけて毘舍佉鹿子母と爲す。其の孫を尸利跋と名づく⁽¹⁾。

尸利跋は常に儉羅難陀比丘尼に繫念す。後に比丘尼僧を請ず。儉羅難陀は病に託し往かずして、一小沙彌尼とともに坐して僧房を守る。時到り比丘尼僧皆な其の家に詣る。尸利跋は手ずから自ら食を下して、問うて言わく、「儉羅難陀は何が故に來たらずや」と。比丘尼答えて言わく、「其の病めるを以て僧守房を差す、是の故に來らず」。彼れ上坐に食を下し已り、便ち馳け往きて問う、「何の所苦を患うや」と。答えて言わく、「骨節皆な痛む」と。彼即ち按摩を爲す。比丘尼言わく、「汝に處處按摩するを聽す、但し行欲するを得じ」と。既に按摩し已りて問うて言わく、「汝何物を須いるや」と。答えて言わく、「我れ乾棗を須いん」。便ち買いて之を與う。比丘尼は手を以て捧げ問うて言わく、「汝是の乾棗を見るやいなや」。答えて言わく「見る」と。比丘尼言わく、「若し人不可行欲處に繫心すれば、神明乾縮すること亦た此の如く也」。是に於て尸利跋は此の比丘尼と種種に身を相觸れ已りて便ち出る。諸比丘尼は食より還り門に入り、遙に見て咸く疑う、「已に共に儉羅難陀と不淨行を作す」と。問うて言わく、「汝已に梵行を破せるや」。答

えて言わく、「我れ梵行を破さず、唯だ男子と身を相觸れるのみ」。小沙彌尼も亦た此の如く云う。諸比丘尼は種種に呵責して言わく。「佛は種種に男子と與に身相觸するを毀訾し、種種に男子の身に觸れざるを讚歎す。汝今云何が此の惡事を作すや」と。訶し已りて往きて佛所に到り事を以て佛に白す。

佛は是の事を以て二部僧を集め儉羅難陀に問う、「汝實に爾りや不や」と。答えて言わく、「實に爾り、世尊」。佛上の如く種種に訶責し已りて諸比丘に告ぐ。「十利を以ての故に今諸比丘尼の爲に結戒す。今より是の戒は應に是の如く説くべし。若し比丘尼の欲盛變心にて、男子の種種摩觸を受けるに、髮際已下、膝已上、肘已後ならば、是の比丘尼は波羅夷を得、共に住すべからず」と。

- (1) 『五分律』はヴィサーカーの婿を「鹿子」（ミガーラか？）と呼び、またヴィサーカーの孫を「尸利跋」とする。パーリ律ではこの「尸利跋」にあたるサールハが「ミガーラの孫」（*Sālha Migāranattar*）とされる。

サールハは如何なる人物であるか、パーリ文献では以下の箇所にサールハが登場する。註釈とあわせ見る。

AN.003-007-066 (vol. I p.193) : ナンダカ長老が舍衛城・東園鹿子母講堂においてミガーラの孫のサールハ、とセークニヤ (*Sekhuniya*) の孫・ローハナ (*Rohaṇa*) に教えを説く。

AN.-A. (vol. II p.306) : *migāranattā ti migāraseṭṭhino nattā. sekhuniyanattā ti sekhuniyaseṭṭhino nattā.* (「ミガーラの孫」とはミガーラ長老の孫である。「セークニヤの孫」とはセークニヤ長老の孫である。)

Vinaya (Bhikkhuni) Pārājika 005 (vol. IV p.211) : ミガーラの孫のサールハが比丘尼サンガの精舎を建立しようとして、その営事監督にあたったスンドリーナンダー比丘尼と親しくなる。

Vinaya (Bhikkhuni) Pārājika 006 (vol. IV p.216) : ミガーラの孫のサールハによってスンドリーナンダーが妊娠し、還俗して出産する。トゥッラナダーはそれを知りながら隠していた。「波羅夷を犯した比丘尼を知りながら挙罪せずにいた比丘尼も波羅夷罪」。

Samantapāsādikā (vol. IV p.900) : *tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyaṃ viharati pe sālho migāranattā ti ettha sālho ti tassa nāmaṃ; migāramātuyā pana nattā hoti, tena vuttaṃ migāranattā ti.* (「その時仏・世尊は舍衛城〔・祇園精舎におられた。その時〕ミガーラの孫のサールハは〔比丘尼サンガのために精舎を建立しようとした〕」と、ここでサールハとは彼の名であり、ミガーラマターの孫である。)

*AN.*と *Vinaya* のサールハが同一人物であるならば、スンドリーナンダーと関係した時には在家で、後に出家してナンダカから教誡を受けたということであろうか（なお【2】-【7】で雨安居時に出家を望み、後に気が変わって出家をやめたとされる人物も「ヴィサーカーの孫」である）。アッタカターによれば2種の情報があり、①「ミガーラ長老の孫」とするもの (*AN.-A.*) と②「ミガーラの母の孫」とするもの (*Samantapāsādikā*) がある。

次に漢訳の諸律蔵を見る。

『五分律』「(比丘尼)波羅夷 005」(大正 22 p.078 上) : 爾時毘舍佉婿名鹿子。鹿子敬毘舍佉猶如敬母。時人遂名為毘舍佉鹿子母。其孫名尸利跋。

『四分律』「(比丘尼)波羅夷 005」(大正 22 p.715 上) : 爾時世尊在舍衛國祇樹給孤獨園。時有大豪貴長者。名大善鹿樂。顏貌端政。儉羅難陀比丘尼亦顏貌端政。

『十誦律』「(比丘尼)波羅夷 005」(大正 23 p.302 下) : 佛在舍衛國。爾時舍衛國中王園精舎。有比丘尼。名周那難陀。年少端正。有鹿子居士兒。亦年少端正。是男子於周

【3】 漢訳のみの聖典資料

那難陀比丘尼。深生漏心。

『五分律』の「尸利跋」はヴィサーカーの孫であるから②に一致する。

『四分律』の「大善鹿樂」も「鹿」の一字を有する以上、無関係とは考えられないが、ヴィサーカーとの関係を決定する情報を欠く。

『十誦律』のものは上記と異なり、ミガーラ長者の息子（鹿子居士兒）とする。これはヴィサーカーの夫、またはヴィサーカーの義兄弟になる。

また『僧祇律』「（比丘尼）波羅夷 005」（大正 22 p.515 上）のものは全く別人のようであり、『根本有部律』「（比丘尼）波羅夷 005」（大正 23 p.929 上）のものはヴィサーカ（毘舍佉）長者という不明の人物を登場させている。

ヴィサーカーと関連付け、なおヴィサーカーかミガーラとの間柄に言及する資料をまとめれば以下ようになる。

- ①ミガーラ長者の孫（＝ヴィサーカーの息子？）とするもの（AN-A.）
- ②ミガーラの母（＝ヴィサーカー）の孫とするもの（*Samantapāsādikā*、『五分律』）
- ③ミガーラ長者の息子（『十誦律』）

なお諸律における犯戒比丘尼と相手の男の名を表で示せば以下のようになっている。

| | | |
|------|----------|------------|
| パーリ律 | スンダリーナンダ | ミガーラの孫サールハ |
| 四分律 | 儃羅難陀 | 大豪貴長者大善鹿樂 |
| 五分律 | 儃羅難陀 | 尸利跋（毘舍佉の孫） |
| 十誦律 | 周那難陀 | 鹿子居士兒 |
| 僧祇律 | 頼吒 | 釈種年少 |
| 有部律 | 珠髻難陀 | 長者毘舍佉 |

[3] 毘舍佉鹿母の子の数*

* 【4】 の [8]、【5】 の [19] 参照

『僧祇律』「不定法 001」（大正 22 p.290 上）：時に姑毘舍佉鹿母に三十二子有り。亦た三十二兒有り⁽¹⁾。

- (1) 【1】 の [4-1] 『パーリ律』不定法 001 では、「ヴィサーカー・ミガーラマターは多くの子、多くの孫、無病の子、無病の孫を有していたので吉祥の人として世に知られていた」とされている。

[4] 阿難に説法を乞う

『僧祇律』「単提 005（与女人説法戒）」（大正 22 p.336 上）：仏は舎衛城に住せり。広く説くこと上の如し。爾の時毘舍佉鹿母は病めり。尊者阿難は晨に起き入聚落衣を著して往きて疾を問うて言わく、「優婆夷、所患いかん、大苦惱ならざるや不や」。答えて言わく、「患う所差さず、堪忍すべからず、願くば尊者我が爲に法を説け」。阿難答えて言わく、「世尊は淨人無くして女人の爲に説法するを聽さず」。優婆夷言わく、「若し多く説くを得ずば、我が爲に五六語説くを得るや不や」。阿難答えて言わく、「我れ得るや不やを不ぞ、未だ敢えて便ち説かず」。優婆夷言わく、「和南、阿闍梨」。阿難言わく、「疾患速かに除け」。言ひ已りて便ち去る。

尊者阿難は還りて佛所に至り、頭面禮足し却いて一面に住す。佛は知りて故に問う、「阿難、汝何より來れる」。阿難即ち上の因縁を以て具に世尊に白す。佛は阿難に告ぐ、「毘舍佉鹿母は是れ智慧人なり、阿難、汝若し爲に五六語を説けば、彼の病便ち差して安

樂に住するを得ん。今日より後、男子無くして女人の爲に五六語を説くを得るを聽す」。佛は諸比丘に告げ、舍衛城に依止し住する者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘のために制戒す、乃至已に聞く者は當に重ねて聞くべし。「若し比丘の淨人無くして女人の爲に説法し、五六語を過ぎれば波夜提なり、有知の男子あるを除く」。

[5] 難陀優波難陀の爲に衣を施す

『僧祇律』「尼薩者波夜提 027 (勸織增縷戒)」(大正 22 pp.320 下～321 下) : 爾の時仏は舍衛城祇園精舎に住せり。爾の時毘舍佉鹿母は常日日衆僧中食を請う。時に比丘有り、次に其の家に到り食を見る。毘舍佉鹿母は縷を持し織師に與えて語り、「汝に言う、我が爲に氈を織れ、尊者難陀・優波難陀に施さんと欲す、彼人可うこと難ければ、汝當に爲に好く織れ」と。比丘食し已り精舎に還りて難陀に語りて言わく、「長老よ、我れ汝に好事を語らんと欲す」。問うて言わく、「何の好事有るや」。答えて言わく、「我れ毘舍佉鹿母の汝に衣を施すを欲するを見る」。答えて言わく、「此れ我に衣を施さず、何を以ての故に、此の優婆夷當に賢聖に施すべし」。復た言わく、「爾らず。我が眼もて毘舍佉鹿母の縷を以て織師に與え是の言を作すを見る、『汝に此の縷を與う、我が爲に好く織り氈を作れ、難陀に施さんと欲す、彼人可うこと難ければ』と」。問うて言わく、「汝は織師の家の處を知るや不や」。答えて言わく、「處を知る」。即ち復た問うて言わく、「彼の家何處の何巷陌に在りや、門戸は那に向うや、我に標相を示せ」。具に問い處を知り已る。

明日入聚落衣を著け往きて其の家に到り、織師の經を張るを見る。見已りて織師に問うて言わく、「長壽、誰の爲に經を張るや」。答えて言わく、「我れ鹿母毘舍佉の爲に經を張る」。復た問うて言わく、「汝知るや不や、此れ誰の爲に作す」。答えて言わく、「我れ難陀優波難陀の爲と知る」。復た問う、「汝、難陀を識るや不や」。答えて言わく、「我れ識らず」。即便ち語りて言わく、「難陀・優波難陀は正に我等是なり、汝當に好く長廣細織の織を作すべし」。織師は答えて言わく、「縷自ら限量有り、亦た已に定む、我れ能く緯無くして織らんや」。即ち復た言わく、「汝但だ我が語の如く好く作れ、彼の家は大富なり、自ら當に更に汝に縷を與うべし」。織師復た言わく、「彼の家は我に縷を與え直を作す。誰か當に我に與えん」。即ち言わく、「汝但だ好く織れ、織らば直を作す、我れ當に汝に與えん」。織師言わく、「若し尊者が我に織作の直を與え、彼れ復た我に縷を足さば、當に教えの如く織らん」。織師即ち爲に好く織り、縷盡きて復た往きて索む。是の如く三索す。

毘舍佉鹿母は念じて言わく、「此の人但だ來りて縷を索め作直を求めず。我れ何を以て縷を與えるに足らざるや」。縷を與えるに廣長細好に織を成じ鹿母に送與す。鹿母は取り已り是の言を作す、「此れは是れ好氈なれば應に彼に是の重き供養を與うべからず、然ると雖ども本其の爲に作す」とて、即便ち難陀に送與す。……

佛は諸比丘に告げ、舍衛城に依止する者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘のために制戒す。乃至已に聞く者は當に重ねて聞くべし。「若し居士、居士婦、織師をして比丘の爲に衣を織り作らしむ、是の比丘先に請われずして便ち織師に往き勸めて言う、

『汝知るや不や、此の衣を我が爲に作るを。汝當に好く織り織にして長廣ならしむべし、當に汝に錢・錢直・食・食直を與うべし』と。是の比丘是の如く勸めて錢・錢直・食・食直を與えて衣を得るは尼薩耆波夜提なり』と。

[6] 法與苾芻尼の爲に寺を寄進する

『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦026（急難施衣学処）」（大正23 pp.750下～752下）：
 仏は室羅伐城給孤独園逝多林に在り。……鄔波難陀は斯の語を聞き已り即ち是の念を作す、
 「今此の老叟に寺に入らしむこと勿れ」と。告げて曰く、「汝此に於て苾芻を誑誘せんと欲す、老叟知るや不や。『勝光大王は種種の衣食を苾芻に供養し、及び勝鬘夫人・行雨夫人・并に刹帝利給孤独長者・仙授・古舊・毘舍佉母・善生夫人、更に衆多の淨信の婆羅門・長者・居士等有りて、上座は日に常に爲に呪願せり。諸の苾芻未だ來至せざる有らば情に樂うて來らんと欲し、現在せる衆僧は歡びて心に住せんことを樂えり。四事供養し曾て闕乏すること無し。世尊大師は親しく爲に說法し、法食兩途に皆闕少すること無し。若し其の大衆汝の來り苾芻を誑誘せんと欲するを知らば、必ず當に汝がために驅擯羯磨を作すべし、……』。……」

時に此の城中に於て苾芻尼大世主は常に寂定を修し、所有門徒亦た皆な宴寂にして、法與苾芻尼は常に持經を樂しみ、所有門徒亦た經藏を持す。斯の二人一寺に同居するに、若し大世主の門徒定より起ち已るに、時に法與尼は門徒に告げて曰わく、「諸妹、世尊は諸苾芻尼に出家圓具を聽許す、皆是れ大世主の勸請の力なり、世尊の説くが如し。若し人能く他意を護らば當に多福を生ずべし、諸妹よ汝等亦た應に無常觀を作すべし」。是の時門徒は教えに隨て作す。……時に二苾芻尼及び諸門徒は相將護するが故に、所修の善品を増進すること能わず、花に水の少きが如し。

鄔波索迦あり、毘舍佉と名づく。法與苾芻尼に深く敬信を生じ、彼の苾芻尼の須いる所の資具に於て皆隨意に與う。時に毘舍佉は曾て一時に於て法與尼の所に至り、爲に礼敬を申し、既に其の所に至る。尼便ち告げて曰わく、「鄔波索迦、多苾芻尼が共に一處に在りて安居を作し、更に相護惜す。所修の善品を増進する能わず、花に水の少きが如し。汝もし苾芻尼衆のために別に寺を造ることを能くするや不や」。彼即ち報えて言わく、「聖者、我れ大に物有るも其の地無し、地は皆王に屬し我が得るに由無し」。法與は報えて曰わく、「必ず其れ能くせんには、我れ王に白して爲に其の地を望得せん」。毘舍佉曰わく、「若し地を得れば、當に爲に寺を造るべし」。

時に法與尼は即便ち勝鬘夫人の所に往詣す。是の時夫人は法與の來るを見て告げて言わく、「善來善來、聖者此に坐すべし」。尼は既に坐し已り便ち雙足を禮し、告げて言わく、「聖者、何の意にて來るを得たる」。報えて言わく、「夫人、我れ今諸苾芻尼の爲に一住處を造らんと欲す、然るに地は皆な王に屬し能く作す處無し、我れ地の爲の故に王に白して知らんと欲す」。夫人報えて曰わく、「聖者、當に去るべし、我れ爲に王に白す」。……是の時夫人王の教えを得已り、使を往かせ報ぜしむ、「聖者、王は今願に隨う、王言わく、『必ず其の聖者は我中宮を須い將に寺を造らんと欲す、我れ當に捨與し別に居宅を造るべし。若し欲せずば、樂う所の處に隨い情に任せて修造せよ』と」。

時に法與尼は是の教えを聞き已り、具に毘舍佉に報じて知らしむ。時に勝軍王に二將帥有り、一は善劍と名づけ、二は善弓と名づく。當に爾の時善劍は兵を持し他處に出師す。是の時彼の婦は外と私通す。彼の家の近き邊に空閑處有り。法與は地を求め遂に便ち此に至る。法與報えて曰わく、「此の中に造寺せん、形勝愛すべし」。時に毘舍佉即ち此の地に於て寺を造る。興功未だ久しからざるの間に寺便ち成立す。

[7] 施衣時には展転食を聽される

『僧祇律』「單提 032 (展転食戒)」(大正 22 pp.352 下～353 上) : 復た次に佛は舍衛城に住す。毘舍佉鹿母は年年に僧を請じて飯食し施衣せり。時に祇洹精舍に六十の病比丘有り、來りて其の家に到る。毘舍佉鹿母言わく、「阿闍梨、祇洹精舍に五百の衆僧有り、今何の因縁有りて、正に六十比丘のみ有りて來るや」。諸比丘は優婆夷に語りて言わく、「世尊は處處食するを得ず、唯だ病者は聽すと制戒す、是の故に諸の病比丘來る」。毘舍佉鹿母言わく、「阿闍梨、世人正に請食を以て限と爲す、若し我が食を食する者は我れ當に衣を施す、若し食せざる者は我れ衣を施さず、阿闍梨、此れ施衣時なり、往きて佛に白す可し、或は聞聽有らん」と。

諸比丘は是の因縁を以て往きて世尊に白す。佛は諸比丘に告ぐ、「毘舍佉鹿母は是れ點慧にして聰明なり、今日より施衣時には聽す」と。

[8] 十六群比丘に請食する

『僧祇律』「單提 071 (未滿二十受具戒)」(大正 22 p.383 上) : 佛は舍衛城に住す、廣く説くこと上の如し。爾の時毘舍佉鹿母は祇洹僧を長請し、次第に其の舍に到り食す。時に毘舍佉鹿母は頭面禮僧足して次第に下り十六群比丘の所に到り、其の年少にして身色柔軟にして能く家を捨てるを見る。女人は慈多くして兒子想を起し、亦た敬法の故に即便ち問いて言わく、「祇洹衆僧に供なき時、尊者何處で食を得るや」。答えて言わく、「時到れば衣を著け鉢を持して家家を乞食す」。即ち語る、「尊者、若し供なき時は我が家に來り食せよ、我れ今より已後若し人の供する無き日には我れ當に食を施さん」。年少比丘は是の語を聞き已り即便ち請を受け、供無き日に至り、其の家に到りて食す。鹿母は佛を長請するに、時に尊者阿難は日々に請食の爲の故に彼れに到り、十六群比丘の其の家に在りて食すを見る。此の諸年少は憍恣を起して言わく、「母よ、此の食太だ多し」、答えて言わく「子よ、之を減ず」、復た言わく「太だ少し」、答えて言わく、「子よ、當に益すべし」。是の如くに或いは冷熱・堅軟・甜酢・鹹淡を嫌い、是の如き種種に稱適すべきこと難きに、鹿母は信心多慈にして答えて言わく、「子よ、索するに隨い、隨つて與えん」。阿難は見已り是の念を作す、「若し此れは是れ不信の家ならば便ち惡心を起す」と。是の因縁を以て往きて佛に白して言わく、「善哉世尊、願くば今日より小兒のために具足戒を受くること勿れ」と。佛言わく、「今日より後、年未滿二十には、與に具足を受くるを得ず」。

[9] 二部僧を請う

『僧祇律』 「(比丘尼) 単提 084 (与白衣作使戒)」 (大正 22 p.531 中) : 佛は舍衛城に住す。爾の時比舍佉鹿母は二部僧を請う。時に比丘尼の晨朝に其の家に往到し優婆夷に語りて言わく、「汝は今日二部僧を請う、我等は當に何を以て之に報いん」。鹿母言わく、「阿梨耶、但だ誦經行道せよ、便ち是れ報恩なり」。答えて言わく、「實に爾なり、然して復た更に餘事を以て薄く報いん」と。即ち共に閣に上り其の劫貝を取る、中に擧る者有り、紛れる者有り、中に紡ぐ者有り。縷丸を成じ已りて之を與えて言わく、「私の報いんと欲するは今以て作り竟る」と。優婆夷言く、「此の事は是れ報に非ず。報いんと欲する者は食し已りて坐禪受經誦經せよ、是れ乃ち報と爲す」と。諸比丘尼は聞き已りて大愛道に語り、大愛道は是の事を以て具に世尊に白す。佛言わく、「是の比丘尼を呼び來れ」。……仏言わく、「此は是れ惡事なり、今日より後白衣家に於て世俗作を作すを聽さず」。佛は大愛道瞿曇彌に告げ、舍衛城に依止する比丘尼を皆悉く集めしむ。乃至已に聞く者は當に重ねて聞くべし。「若し比丘尼の俗人の爲に作す者は波夜提なり」。

[10] 遮月水衣を請う

『五分律』 「(比丘尼) 月水衣戒」 (大正 22 pp.083 上~084 中) : 仏は舍衛城に在り。……爾の時毘舍佉母は比丘尼僧に遮月水衣を請い、信を遣し身量を索む。即ち皆之を與う、唯だ憍羅難陀は與えず。更に信を遣し索む。答えて言わく、「我れ已に離欲し復た月水無く此の衣を須いず」。毘舍佉母は衣を作り竟り、信を遣し諸比丘尼に白す、「衣已に竟る、願くば各來り取らんことを」と。諸比丘尼は皆往きて坐に就く。時に憍羅難陀は月水正に出で、便ち先に衣を取り、諸比丘尼が次第に之を取る。衣少し足らずして下坐の一人得ず。毘舍佉母問う、「盡く衣を得るや不や」。答えて言わく、「下坐の一人得ず」。問う、「何を以ての故に」と。答えて言わく、「憍羅難陀は先に須いずと言ひ、身量を付さず、今便ち先に取る、是を以て足らず」と。毘舍佉母言わく、「云何が先に須いずと言ひ、時に臨みて便ち取り他を得ざらしむや」と。

諸長老比丘尼は種種に訶責し、乃至今諸比丘尼の爲に結戒すること、亦た上に説くが如し。今より是の戒は應に是の如く説くべし。「若し比丘尼の諸比丘尼に語るに『汝、遮月水衣を取れ』と。自ら用いずと言ひ時に臨んで先に取りれば尼薩耆波逸提なり。此の衣を應に僧中に捨すべし。一二三の比丘尼に與えるを得ず。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅。先に用いずと言ふと雖ども最後に長ありて取る是不犯なり」。

[11] 比丘尼精舎を寄進する

『五分律』 「(比丘尼) 波逸提 097 (不捨住處出遊戒)」 (大正 22 pp.089 下~090 上) : 爾の時諸比丘尼は毘舍佉母所作の精舎に在りて安居し竟り、囑付する所無くして寺を空け出行し、後に於て火起る。人あり之を見て毘舍佉母に語りて言わく、「汝の所作の比丘尼精舎は火の爲に焼かる」と。彼便ち奴婢を遣し往きて救わしめ、焼き盡さざるを得る。諸比丘尼が後に還り、毘舍佉母が問うて言わく、「阿姨、汝物を失せざるや不や」。答えて言わく、「我れ是の如き是の如き物を失す」と、遂に所失物を過長して説く。毘舍佉母は訶責して言わく、「云何が我が精舎に在りて安居し、付囑せずして去り火をして焼かしむ

るを致し、而も復た所失物を過長して説く」。諸長老比丘尼は聞きて種種に訶責し、乃至今諸比丘尼の爲に結戒すること、亦た上に説くが如し。今より是の戒は應に是の如く説くべし、「若し比丘尼の安居竟りて付囑せずして精舎を出で行けば波逸提なり」。……

爾の時諸比丘尼は毘舎佉母精舎に在りて安居し竟り、精舎を捨し主に還さずして去り、後に火起る。人有り之を見て毘舎佉母に語りて言わく、「汝の作る所の比丘尼精舎は火の爲に焼かる」。毘舎佉母言わく、「置きて焼盡せしめよ。先に諸比丘尼は付囑せずして出行し、火を失せしむることを致し、後に還りてまた所失物を過長して説き我に悪名を貽す」。彼の比丘尼は後に復た還り來る。毘舎佉母問うて言わく、「阿姨去る時精舎中に物を留めるや不や」。答えて言わく、「無し」と。便ち訶責して言わく、「云何が我に精舎を還さずして去り焼盡せしめるを致し、若し我に語げるに、自ら當に守護して此を致らしめず」と。

諸長老比丘尼は聞きて種種に訶責し、乃至今諸比丘尼の爲に結戒すること、亦た上に説くが如し、「今より是の戒は應に是の如く説くべし。若し比丘尼が安居竟るに、精舎を捨し主に還さずに去るは波逸提なり」。

[12] 浴衣の配分*

* 【1】の [7] 参照

『四分律』「衣鍵度」（大正 22 p.864 上～中）：爾の時毘舎佉無夷羅母は大いに浴衣を作り、人を遣わして、送りて精舎中に至らしむ。諸比丘は當に云何がすべきかを知らずして、佛に白す。佛言わく、「上座の次に隨つて分つべし。若し足らざれば應に次を識るべし。更に得ば應に次を續いで與うべし」と。彼れ時に大貴價衣を得、次を續いで與う。佛言わく、「貴價衣を以て應に次を續いで與うべからず、應に上座より與うべし。若し得ること等しからざれば、應に僧中に可分衣物を取り、足して等しからしめて之を分かつべし」と。

[13] 余食法にて果を布施する

『四分律』「藥鍵度」（大正 22 p.868 上～中）：爾の時毘舎佉無夷羅母は大いに新果を得、彼れ是の如きの念を作す。「我れ今寧ろ食を作すに、佛及び僧を請じ、果を以て布施すべし」と。即ち人を遣して僧伽藍の中に往き、白して言わく、「願くは諸の大徳、我が明日の請食を受けたまえ」と。即ち其の夜に於て種種の美食を辦じ、明日往いて「時至る」と白す。爾の時世尊は衣を著け鉢を持ち、千二百五十の比丘と俱に、毘舎佉無夷羅母の請に就き、座に就いて坐す。毘舎佉は種種の多くの美飯食を以て、佛及び僧に飯す。食し已りて鉢を捨て、更に一卑床を取り却つて一面に坐す。時に世尊は種種に方便開化説法して、歡喜を得せしむ。爾の時世尊は説法を爲し已りて坐より去る。時に毘舎佉無夷羅母は食を行じて忘れて果を與えず。彼れ是の如きの念を作す。「我れ新果の爲の故に、佛及び僧を請じ飯を設け、今正に食を行じて、忘れて果を與えず」と。時に即ち人を遣わして、果を送りて僧伽藍の中に至り諸比丘に與う。諸比丘は已に食し竟り、肯て之を受けず、往きて佛に白す。佛言わく、「若し彼より來らば、應に餘食法を作して之を食すべし、上の

法の如し」と。

[14] 種々の衣を布施する

『五分律』「衣法」（大正 22 p.140 中）：時に毘舍佉母は是の言を作す、「若し我が作る所の房に住せば、應に我が三衣・襯身衣・被衣・雨浴衣・復瘡衣・單敷衣・遮壁虱衣・蚊帳を著用すべし、餘人の衣を著用するを得ず」と。諸比丘は此れ四方僧に屬すと謂い、敢て襯身に之を著さず、是を以て佛に白す。佛言わく、「若し施主現在すれば襯身に著すことを聽す」と。

[15] 齋限施を作す

『五分律』「食法」（大正 22 p.152 上）：爾の時毘舍佉母は僧のために齋限施を作す、「某時に爾所を取られよ」と。諸比丘は是を以て佛に白す。佛言わく、「受くるを聽す」。

[16] 招提僧堂を作る*

* 【4】の [1]、【5】の [21] 参照

『五分律』「墮 069（捉宝戒）」（大正 22 p.065 中～下）：時に舍利弗は經行し遙に見る。毘舍佉母前んで佛足を禮し、却いて一面に住す。佛爲に種種に説法示教利喜し、須臾にして退く。所聞に係念し寶を著く所を忘れ、還りて城門を閉じて後乃ち之を憶し、是の念を作す、「若し我れ人に此の寶を失すと語れば、或は佛法を損ず」と。默然として曉に至る。時に舍利弗は是を以て佛に白す。佛は舍利弗に告ぐ、「汝往きて取り來れ」。教えを受け即ち取る。舍利弗に語る、「明日晨朝自ら送り之を還せ」。教えを受け即ち送る。毘舍佉母讚じて言わく、「善哉、我に是の如き大師及び同梵行有り、若し餘の外道が此の物を得ば何の縁にて我に還る、我れ昨夜已に捨つ、今應に之を卒す」。即ち持して四方僧に施し、舍利弗に白す、「此を以て招提僧堂を作るべし」。舍利弗は敢て受けず、是を以て佛に白す。佛言わく、「之を受けよ」。

[17] 新大堂を作り四方僧に穀米を施す

『五分律』「臥具法」（大正 22 p.168 上）：時に舍利弗は毘舍佉母の爲に經營して新大堂を作る。彼れ穀米を持ち來り四方僧に施す。諸比丘は敢えて食せず。佛言わく、「若し四方僧の爲に作る時は隨意食を聽す」と。

[18] 病人粥を施す*

* 【1】の [7-4] 参照

『五分律』「雜法」（大正 22 p.171 下）：諸白衣有り、粥を持して諸比丘に與う。諸比丘は何處に著きて之を分つかを知らず。仏言わく、「盆杆を作り環耳を安ずるを聽す、粥を行ずる時應に問うべし、『別に病人粥有るや不や』と。若し無くば應に先に病人に與うべし」と。時に毘舍佉母は衆僧の住處に於て粥を煮しめんと欲す。佛言わく、「聽す」。

[19] 五百口の鐵釜等を送る

『根本有部律』「雜事」（大正 24 p.250 中～下）：時に一苾芻は身に疾苦有り、醫人所に詣り問うて言わく、「賢首、我に是の如き病有り、處方を爲さば幸なり」。醫言わく、「聖者、應に是の如く治療すべし」と。苾芻は藥を煎る爲の故に釜を須う。長者より借り用い已りて却送す。長者曰わく、「我れ今便ち聖者に施すなり」。苾芻曰わく、「佛は未だ聽許せず」。長者曰わく、「若し爾らば地に置いて去れ」と。時に諸苾芻は縁を以て佛に白す。佛言わく、「取るを聽す」と。時に毘舍佉鹿子母は佛の諸苾芻に釜を畜すを聽すと聞き、遂に五百口の鐵釜を送る。……五百張の床を送る。……五百竈を送る。

[20] 優婆夷の代表として言及されるもの

[20-1] 『四分律』「衣捷度」（大正 22 pp.853 中～854 上）：爾の時世尊は耆婆の心の所念を知り、即ち阿難を喚び暖水を取り來らしむ。爾の時阿難は世尊の教えを聞き、即ち暖水を取りて佛に與う。佛即ち一掌の暖水を飲み、患即ち消除し、風も亦た隨順す。爾の時王瓶沙は仏に患有りと聞き、八万四千人と俱に前後導從して世尊の所に詣り、世尊を問訊し、頭面禮足し却って一面に坐す。（憂填王・波羅殊提王・梵施王・波斯匿王・末利夫人・利師達多富羅那・四大天王及び諸營從釋提桓因・切利諸天・炎天子・兜率天子・化樂天・他化自在天・梵天・摩醯首羅天子・舍利弗與五百比丘俱・摩訶波闍波提比丘尼與五百比丘尼俱・阿難賓坻與五百優婆塞俱と続く）毘舍佉母は五百優婆夷と俱に、世尊の所に詣り、頭面禮足して世尊を問訊す。

[20-2] 『四分律』「毘尼増一」（大正 22 p.1008 中）：爾の時舍利弗は五百比丘と俱なりき。摩訶波闍波提比丘尼は五百比丘尼と俱なりき。阿難分坻は五百優婆塞と俱なりき。毘舍佉母は五百優婆夷と俱なりき。拘睺彌捷度中に説けるが如し。

[20-3] 『僧祇律』「尼薩耆波夜提 016（持羊毛過限戒）」（大正 22 p.309 中～下）：仏は舍衛城に住す。広く説くこと上の如し。諸比丘有り、北方に到り佛を讚歎し、舍利弗・目連・諸長老比丘及び須達居士・毘舍佉鹿母・祇洹精舍・開眼林を讚歎し、種種に讚歎す。諸比丘は聞き已り六十比丘有るを禮拜せんと欲求し、即ち來りて比丘に問う、「我れ彼に往きて少しく梵行人に供養せんと欲す、何等の物を齎せば當に彼の所須に適うを得べき」と。答えて言わく、「長老、彼の諸比丘は一切皆毳衣を著して唯だ漉水囊及び絡囊を除くのみなれば、羊毛を持し彼に往くべし」。爾の時六十比丘有り、各各羊毛を持し重擔して行く。聚落より聚落に至り、城より城に至る。時に世人譏嫌し、「汝等、是れ沙門釋子を見よ、重きを持し擔いて行く、駝の如く、驢の如く、客作人の如く、商人の如し」と。

[20-4] 『根本有部律』「波羅夷 001」（大正 23 p.666 中）：某甲苾芻は阿羅漢を證す。某甲苾芻は不淨觀を成ず。勝光大王・勝鬘夫人・仙授・世主・毘舍佉母及び餘の長者・婆羅門等並びに皆敬信す。

[20-5] 『根本有部律』「波羅夷 001」（大正 23 p.668 上）：某甲苾芻は阿羅漢を證す。某甲苾芻は不淨觀を成ず。勝光大王・勝鬘夫人・仙授・世主・毘舍佉母及び餘の長者婆羅門等並びに皆敬信す。

[20-6] 『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 004（使非親尼浣故衣学処）」（大正 23

p.721 中) : (鴈陀夷) 又問う、「住位了教橋陳如・住位迦攝波・住位舍利子・大目連等・諸の餘の尊宿・大世主喬答彌・及び勝光王・長者仙授・故舊・鹿母毘舍佉・善生夫人、悉く無病安樂に住するを得るや不や」。答えて言わく、「並な安樂に住す」。又問う、「汝は長者婦の笈多を識るや不や」。答えて言わく、「我れ識る、彼は是れ大徳鴈陀夷の昔日之妻なり」。鴈陀夷曰わく、「彼れ豈に今時尚お長者之婦と爲るや」。答えて曰わく、「已に出家し訖る」。鴈陀夷問うて曰わく、「誰が出家を與うるや」。報えて言わく、「是れ大世主なり」。

[20-7] 『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 007 (過量乞衣学処)」(大正 23 pp.729 下～730 中) : 爾の時薄伽梵は室羅伐城逝多林給孤独園に在り。……時に鴈波難陀還りて寺に至り已り、足を洗いて進み既に房中に至り思惟す、「何の方便を作し此の城中に於て總て能く勸化するや。唯だ給孤長者を除き其の舎に入らず。彼れ若し我を見るは常に忿怒を懷く、我れ今宜しく先に貧家に往き次に富舎に行くべし。後に勝光王宅に往く、及び行雨夫人並びに勝鬘夫人・仙授長者・故旧居士・毘舍佉母・善生夫婦。是の如き次第に彼より乞求す。

[20-8] 『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 027 (阿蘭若六夜学処)」(大正 23 p.755 上～中) : 爾の時薄伽梵は室羅伐城逝多林給孤独園に在り。……諸苾芻は長者に告げて曰わく、「法主世尊は今現に室羅伐城に在り、時時の中に於て授記を説くを聞く、『某甲苾芻は阿羅漢を證す、某甲苾芻は不淨觀を成ず』」と。勝光大王・末利夫人・仙授・世主・毘舍佉母・及び餘の長者・婆羅門等並に悉く敬信す。「我等は彼に至り若しは法若しは義皆同じく受用せん、我等は往かんと欲す」。長者白して言わく、「法義利を受けるは唯だ仁の知る所、衣食資身を我れ願くは供給せん、願くは少しく心を留め此に於て停住されんことを。四事を供養し當に闕乏すること無けん」。

[20-9] 『根本有部律』「(比丘尼) 使非親苾芻浣故衣学処の余」(大正 23 p.952 下) : (鴈陀夷) 又問う、「住位了教橋陳如・住位迦攝波・住位舍利子大目連等・諸の餘の尊宿・大世主喬答彌・及び勝光王・長者仙授・故舊・鹿母毘舍佉・善生夫人、悉く無病を得て安樂に住するや不や」と。答えて言わく、「並な安樂に住す」。又問う、「汝は長者婦の笈多を識るや不や」。答えて言わく、「我れ識る、彼れ是の大徳鴈陀夷の昔日之妻なり」。鴈陀夷曰く、「彼れ豈に今時尚お長者之婦と爲すや」。答えて曰わく、「已に出家し訖る」。鴈陀夷問うて曰わく、「誰が出家を與えるや」。報えて言わく、「是れ大世主なり」。

[20-10] 『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.291 上～中) : 爾の時世尊は王舎城を出て、橋薩羅國に往き、人間を遊行して室羅伐城逝多林給孤独園に至れり。……時に此の城内の人衆は共に尊者舍利子の摩伽陀國那羅聚樂に於て已に般涅槃し、所有の身骨を求寂準陀が持して阿難陀に付すを聞く。尊者阿難陀は持して來り此に至る。私は給孤長者に授与し、宅内に持ち帰りて共に供養を申さしむ。時に勝光王及び勝鬘夫人・行雨夫人・並に諸長者鴈波索迦・毘舍佉鴈波斯迦・及び余の人衆、咸く香花と奇妙の供具を持して、長者宅に詣り俱に供養を申す。

[20-11] 『根本有部律』「雜事」(大正 24 pp.327 下～328 上) : 世尊大師は常に天竜藥叉の爲に(法を説き)、橋薩羅主勝光大王・勝鬘夫人・行雨夫人・仙授・故旧・毘舍佉

鹿子母は（飲食供養し）、更に復た余の諸來の大衆有るに、飲食衣服もて共に供養を申し、諸の來る者皆に充足を得せしむ。

[20-12] 『根本有部律』 「雜事」（大正 24 p.328 下）：若し王等の名を忘れ何者かを説かんと欲す。仏言わく、「王は勝光と説く、長者は給孤独、鄢波斯迦は毘舍佉、是の如く応に知るべし」と。

[20-13] 『根本有部律』 「雜事」（大正 24 p.331 中）：爾の時世尊は暫く房外に出で、淨く洗足し已り復た房中に入り、座に就いて坐し火光定に入る。遂に門の鉤孔中に於て大火光出で、神通は舍に至り悉く皆火を著く。諸の外道言わく、「大王、此れは是の沙門が神通事を現ず。住する所の堂舎は皆火を被り燒く。彼の沙門を喚び來り其の火を滅せよ」と。王（勝光）聞き默然として竟に答うる能わず、憂を懷いて住す。是の勝鬘夫人・行雨夫人・仙授・故舊・給孤長者・毘舍佉母、更に諸の外道の師並びに彼の弟子は、大火の然えるを見、悉く皆歡喜す。

[20-14] 『根本有部律』 「雜事」（大正 24 p.373 上）：仏は制して尼の結鬘を許さず。時に世尊の頂髻大会及び五年六年大会に属す。時に勝光王及び勝鬘夫人・行雨夫人・給孤長者・毘舍佉鹿子母・仙授・故旧・及び大名等の近士男・近士女は、各勝上を求め競って香花を薦む。

[20-15] 『根本說一切有部百一羯磨』（大正 24 p.483 中）：「大徳よ、諸国王の名を若し忘ること有らば、當に誰を道わんと欲すべきや」。仏言わく、「應に勝光王を道うべし、長者は應に給孤独を云うべし、鄢波斯迦は毘舍佉なり」。

[20-16] 『根本薩婆多部律撰』（大正 24 p.575 中～下）：若し講誦の時、其の因縁、所在、方處を忘ることあれば、六大城に於て一に隨い應に説くべし。若し國王并に大施主及び鄢波斯迦の名を忘るならば、應に隨意に稱すべし、勝光大王、給孤獨長者、毘舍佉鄢波斯迦なり。

[20-17] 『根本說一切有部毘奈耶頌』（大正 24 p.656 下）：若し毘奈耶・蘇怛羅の其の縁起に於て憶する能わざるは、六大都城を隨意に説くべし。……長者は是れ給孤独を謂い、憍薩羅国勝光王、女人は是れ毘舍佉を謂う。